

県道後楽園線及び市道後楽園・原尾島線の通行禁止について (鶴見橋及び蓬莱橋の通行禁止について)

県道後楽園線及び市道後楽園・原尾島線(鶴見橋及び蓬莱橋)について、沿道建物の外壁等の落下により車両通行禁止をしております。

1 日時

令和5年8月8日(火)21時00分頃～

2 場所

岡山市北区出石町一丁目8番1号先から岡山市中区浜二丁目1番32号先までの区間
規制延長 約400m

3 内容

沿道建物の外壁等の落下により、付近の県道後楽園線及び市道後楽園・原尾島線(鶴見橋及び蓬莱橋)について、通行の安全確保のため、車両通行禁止をしております。歩行者、自転車は通行可能です。

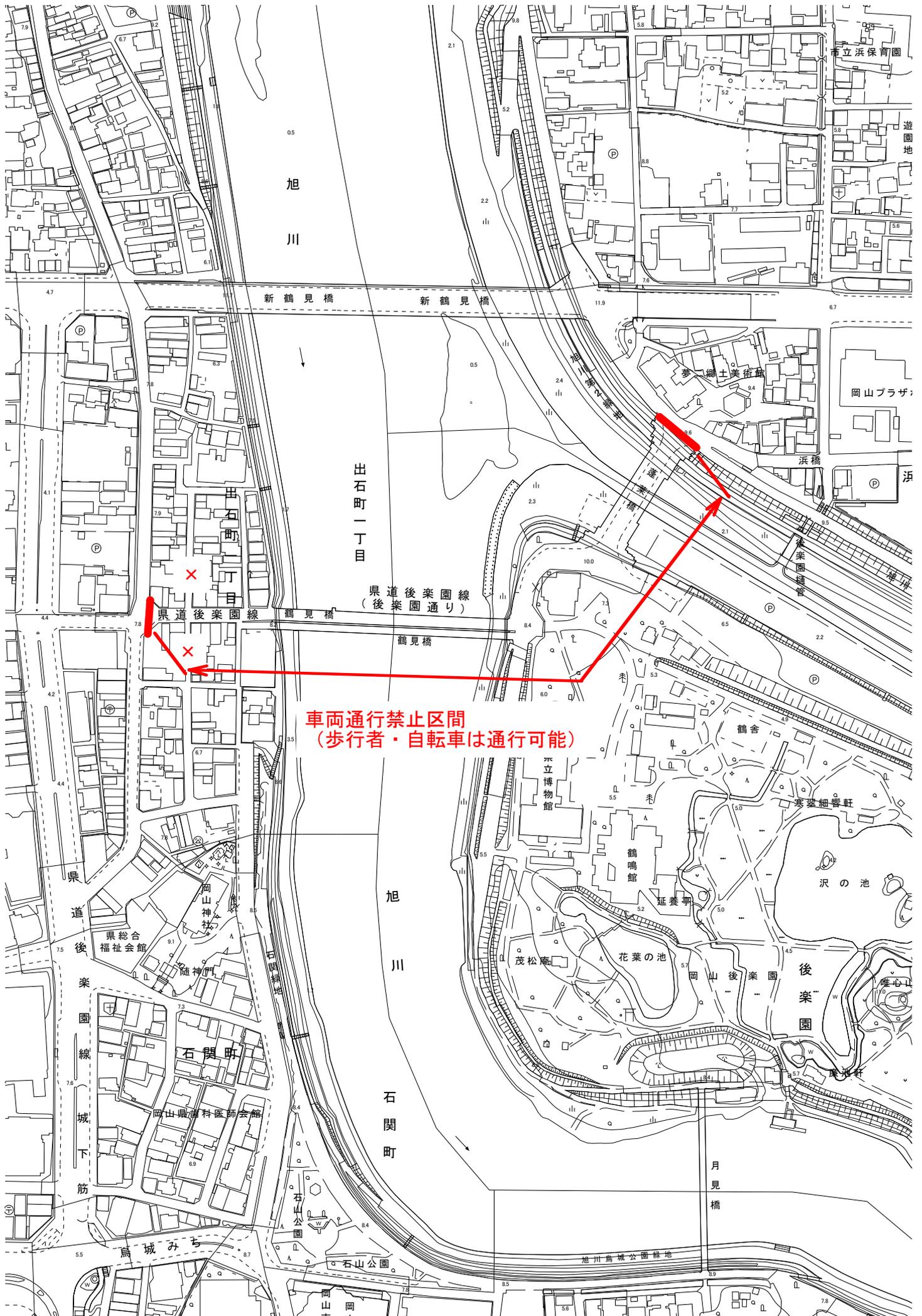
通行禁止の解除は未定です。

なお、後楽園への車両の通行は、後楽園北口交差点から可能です。(通り抜けはできません。)

4 その他

【問い合わせ先】

岡山市北区役所地域整備課 前原・野田 直通086-803-1686 内線3381・3390



車両通行禁止区間
(歩行者・自転車は通行可能)